武藏志料

二

特別
イ4
696
236

236
特
イ4
696
236

○小山田峯　関戸

武蔵国多摩郡関戸小山田の峯とゝめるハ此所なるべし
世の人ゝ誤て是を云峯戸の傍つゝいに向ひ岳の
初めて峯なるゆゑ玉川ゝ形ぎり流れてはゝ
詠りとゝ詠ゝ歌ゝ百度のむかしゝ多摩のまゝ水すま
英雄の人ゝ多く此所ゝ住りゝて うもゝ
ゝり 所千ざのり車ゝて玉川の西の岸ゝある里ゝ
詠ゝ歌ゝ詠ゝ此里ゝ百度のこゝまで

一　夫木抄　清原元輔

逢ゝ坂ゝ関ゝ苗代水ゝ引ゝ堰ゝ
ゝ世ゝ

一　夫木集　小山田峯

苗代ゝ関ゝ苗代ゝ水ゝ引ゝ堰ゝ
ゝ世ゝ

和漢図書館
玉泉文庫
蔵書
東京都立図書館

○

霞関　かすみかせき

○武蔵地名考上古ハ荏原郡ニ属ス　今ハ豊島郡ニ在

名寄云　陸奥ヲ隔テ武蔵ニ在由　一説ニ仍載之　続千載集ニ載ル二首也

武古記曰　風土記ニ略ス

霞　花　呼子鳥　居

一 続千載集　春上

おしなへて春は霞の関もなき雲路の雁は立かへるらん

前大納言為世

春下

きゝ渡る春の霞の関守もさくらは花ほにこそみえけれ

従二位宣子

一 新拾遺集　雑上

いたつらに名をのみとめて東路の霞の関の春そ暮ぬる

讀人しらす

一 続千載

春の夜の行衛やいつこ霞の関やこえてまし

光明峯寺入道

一 夫木抄　十首御歌　路花

立かへりしの明ほのに花もいつる霞の関やこえて行らん

亀山院御製

光台院入道二品親王家五十首

人あてにかねて見る横雲のまよふの夕暮

前中納言定隆

春月

霞の関の春の夜のほのかなる月秋の名残こそもとむ

前大納言為氏

関月

おほ山の関をあふの名にたてゝ春もあらし人に告らし

慈鎮和尚

旧

見わたせる箕路の名のふる霞にて末は武蔵の秋

藤原為守

○名寄

これも春の名残ぞとは人に箕路のふる霞の名こそとむらん

顕氏

一道真君記中 [illegible] 辰の実に城てこれを記す [illegible] 連
[illegible]

おつまの浦の一一 [illegible] 年こえて [illegible] 五世の [illegible]
[illegible] 我を [illegible] 一一一に春をまつらん
此筆を [illegible] 辰の [illegible] 浦 [illegible]

一 [illegible]

武部

[illegible] 浪の [illegible] 山 [illegible]
書きて [illegible] 花の [illegible] 里の [illegible]
武書 [illegible] 山 [illegible] 浦 [illegible] 侍 [illegible] 辰 [illegible] 里 武蔵 [illegible]

一紫の一本 [illegible] 外桜田の門 [illegible] 東へ行て [illegible]
氏松平 [illegible] 最上の [illegible] 松平 [illegible] 馬 [illegible] 之の [illegible]
登る坂 [illegible] 辰 [illegible] 筆 [illegible]
感人の [illegible] 虎の [illegible] 山 [illegible] 行坂 [illegible] 山の
筆 [illegible] 海 [illegible] 岸の [illegible] 島 [illegible] 昔 [illegible] 辰 [illegible]
[illegible] 退 [illegible] 天 [illegible] 乾坤
[illegible] 流 [illegible] 人の [illegible] 昔 [illegible] 貴客 [illegible] 片の
[illegible] 風 [illegible] 欲の [illegible] 清の [illegible] 静 [illegible]
玉 [illegible] 眠ふ [illegible] 送 [illegible]
行 [illegible] 雪の [illegible] 辰 [illegible] 笑 [illegible]

陶々齋 賦

坂頭眺望 海天間徐吏吟 筋歸去晩

本願寺高雲外閑武城春色入霞関

○今按日本紀に[illegible]武蔵野の原は江戸の辺を[illegible]

[illegible]

○[illegible]

又或云[illegible]

霞関

一南郭文集 三編巻二 五言律 歳抄霞関集

霞関停落日何事歳年闌車馬出流水城池少暮寒朱樓臨紫陌美酒雑芳餐為是金門侶仍憐避世看

首春霞関集分得杯字

霞関披錦浦佳氣倚樓臺苑樹催春早堤雲捧日廻鳥啼疑勧酒人醉更銜杯俱愛風流侶年年復此来

巻三 七夕集霞関寄懐雲夢先生臥病

烏鵲城頭落日限人先牛女共銜杯欲傾星漢千鐘酒且望神門百尺臺肺裡詩應高枕就腹中書自臥床閑相逢此夕堪相惜不見翩々跨鶴来

中秋前一夕霞関飲得思字

高楼月色對蛾眉沈彩蝶鳥啼桂樹枝漢苑雁書將落處

魏嘉鷗欲園時愧迎天上顏如玉、辭倒屋前鬟似絲、明夜縱逢杯酒滿、回頭今夕不勝悲、

早穐夜集霞閣得寒字

日入樓臺俎暑殘、霞閣晚色倚闌干、迎秋新月侵銀燭、兼露高天落玉盤、座動星河從客犯、夜深杯酒罄君歡、明朝零々西風遍、遽莫吹催蓬鬢寒、

訪集霞寺風月亭會杉翁子侯至附謝　巻四

寺外翔霞戀不流、怨子風月隔高樓、誰知此上病仙子、空望堆頭怨天愁、

霞閣春望　巻四

閣門曙色海門遥、初日蓬萊万里潮、多少樓臺春自滿、都成先彩上青霄、

霞寺集期懷仙先生不至席間偶題寺壺詞因佑載贈

閣上仙雲遥望生、不早天隆寺虚声、料知蓟子能駆馬、千里家々盡日行、

須山望

一紫一本巻一外横田の御門より東へ行て海辺に杉手鉾最の広き者と杉平古馬庭光之の広き者の広き者と
宝ゝ坂此宝ゝ寺ゝ云ゝ武人の云ゝ此ゝ所ゝ東の方の坂表の御門
ゝり山王ゝ行坂を須山の宝ゝ云ゝ宝ゝ寺ゝ一丈ゝ
丈ゝ厚ゝ広ゝ昌風の広き者と海ゝ岸の杉生ゝ

日記あまた入たり

金澤文庫　　久良郡　　称名寺境内ニ

東見記上　金沢文庫ハ北条貞顕ノ草創之地故謂之金沢文庫
の内に在侍の老中二千巻あり中原師光ノ記ニ

一 北条九代記十二 北条越後守実時ハ金沢に居住せし時称名
寺を建られける其子 越後守顕時より 金沢を立られし 称名
寺の内に文庫を建立て和漢の群書を集めをかれし 如此の典籍
之百家医陰神書世にあるほどの書典を集められし 金
沢文庫と云所これなり 文人儒者まて是を伊予朱印
巻毎に押されけり 儒者 儒学をする者は身をよせ書籍を
借して学文を研究して金沢の学校として 虞記今ニ残りけり

越後守殿ハ文武の才ありて書典の癖ありける其子
貞顕も是にならひ学業の勧をなし作文詩章をこのミ月前に吟
詠し人なりと也ハ根橋の誠をなし加へしに此まで残りて見え
乃跡

一 丙辰紀行 元和二年 林羅山 金沢の記ニ云東国の佳境にて筆し尽さむ
事かたし 此所ニ称名寺あり 寺に天橋ありしといへど
今ハなしと申き 又あり北条氏天下の権を執時に文
庫を建て金沢の文庫と云ふ 四字を額ニ書きて是を伊予
朱印をつきて納置けるよし 北条平貞顕ニあり 清原教隆
に群書治要を読せける 余か見侍りし文選 清原師光か
点侍教隆が群書治要 斉民要術 律令義解 本朝文粋 続本朝文粋
続日本紀 など 其外の数ハ人ごとに所々ありけるを一部ニ類ひたるは
まれなり 一切経も有りて 絶えず 今ニ金沢にありと云

書と

典籍の尼は遠ふる古へより今に至る迄家々に伝へ来りし事と知ぬ
藝術氏の訓い我邦の一奇とも申べき皇胤が芸亭を名をだるまも
ゆゑ宇佐の宮に蓮花王院の宝殿ありしも近き頃まこうぢわき陽侯ちかぶ侯
の御殿なりしが兵燹の時焼失せし事なれども人昔を思ひ出さるゝやうと異
懐古涙痕羇旅情、富儒早晩託蓬壺、人亡書泯幾回
歳境致空留金澤名、

一遠遊記行（山崎闇斎明暦年）金澤之勝尚矣北條氏之執権於天下
也建文庫于此而所藏書押金澤文庫四字之印夫金也澤
也於易属兌君子覩兌之象以明友講習北条氏殆聞之欲
然忠孝之道具于儒矣乱賊之本在于佛矣惜哉彼不知之
中華之典西梵之葉共雑入之、押華典以黒印章押梵葉以朱印
章其所以別朱墨、則惑于内佛外儒之説焉爾果不十世、而失其
権文庫亦泯矣、詩三首今略不書
曽惜名區欠切磋、藏書亦散益咨嗟、惟精惟一有虞帝、不孝
不忠自釋迦、江嶋明神雖諄告、北條苗裔遂過宋、（ここ一句ほのかへす）權七世邯
鄲夢君長要須戒後車、

○悲田處
昔宮殿ありて悲田院并施薬院等を置て纏塞孤獨自ずから
あらざるものに代て之を養ふ、西之京に建て初りて是を山科に移す事
を芸術院ちぐまりつゝ今の世迄ありと云 撥侍抄

一續日本後記巻一 仁明天皇 天長十年五月丁酉武蔵国言管内曠遠行路多難公私行旅飢病者衆仍於多麻入間西郡更置悲田處建屋五宇及従五位下留守病称家主以下少目従七位上大五秋主已上六箇人各割公廨以備餉口之資須附帳出擧以其息利充用相兼受領輸轉不断許之

○

江戸誌　　そのたて

一東方武蔵国江戸に住する人なり　上杉建芳

を連ねて三百騎あり

一天正十八年関東に移り給ひし時上杉景勝の領地上杉田城の城主なり

遠山なんとかいひし城主なり

雪ふる頃なりしかば城主出

一月城陽を取巻ふる事幾度なり　ある人安房の住民を

見せしめ誘ひ出すさ　いづくさ　世さま　立給ひ

江戸の館の住をさせ　一宿して角田川の河辺にて下総の小菖

蒲の舟の内に　寿日丑　記才二年　普普領上杉治理ち普普領真宗武

州の小さ　江戸の館を居住さ　ある北条氏康の平氏綱

二さ　行さ相模の守復さ　小田原より　城之立ち　玉勢を

争ひ　辛酉　稽さ年　大永元年の頃

ちひ氏綱江戸の城を攻落す　上杉匠作いまだ城の城に引籠り

十年三年の考を送る　ちなみに

元文六年卯月下旬世をさりぬ　よて嫡男弥四郎定水年
十三ヤにて家をつぎけるとかや

今梅は宗祇法師の筆東下向を　道灌深(?)宅院に文龜二年
壬戌二月(?)に江戸の館にて世を(?)付まゐらせ　修理大夫宿所(?)にて
の侍りし比之大永四年に江戸館は北条氏綱に攻落されて河
越へ移りしてお(?)ちゆ(?)は　此本胡(?)盛(?)に付て連哥
の上杉違等(?)に宗名(?)あるしく又(?)
文龜二年は宗祇年来の年也

静勝軒
　　太田左衛門の新(?)号
一　太田左衛門の家の名之「故集」に静勝軒にて遠村雪といふ(?)
　こちあけし標(?)もまつしかとて新き雪にことしる遠の一村
　雪に御(?)ちかいて人はいかなる遠き人のまつしき問(?)
一　春花家集(?)記　府中(?)にいりて霊(?)感(?)遊(?)典(?)として　静勝軒にて

一　くれはしに　　梅花(?)
　うちしらきも香はけりと梅のにほひこそよ薫る　まさの(?)　咲

富士楼
一　太田左衛門の家の名之「慕景集」古集　行遁之年より陸奥へ下らん
　さていふ事にて　ありし　消息あまた落ちてあたりける
　こゝて富士梅にてまかりまかりけし侍りこすたち讃嘆しかど
　きみちかは人の詞のとよ出て　今も志りてたる名所の
　やあらて後の年とかくさきぬしか
　おけ事は別まて　とまりて武蔵野のあらはれたる一本(?)なとし(?)

慕景楼
　太田道灌の居宅梅の名之今　ち坂の富士梅(?)との　かんさい
　富士梅といへり　あるまじ(?)別楼なり
一　太田左衛門海石(?)記行　元禄(?)十二年　慕景集後の年世話(?)の

手をさし[illegible]ける[illegible]おほろ[illegible]雲のちまき

差上侍りし

ふじの山[illegible]冨士の根の雪[illegible]世の姿なりけり

一 （武之）後土御門院の御時[illegible]の比江戸の太田道灌入道しけるを召て都よ

[illegible]内裏に参り[illegible]道灌を

[illegible]及[illegible]定て都

事[illegible]知[illegible]ありける[illegible]

筆の跡[illegible]

[illegible]帝[illegible]

武蔵野[illegible]

[illegible]御製[illegible]道灌[illegible]

[illegible]

今ある[illegible]玉振集 巻四[illegible]何[illegible]

近き[illegible]

○

太田道灌萁田別業

一 [illegible]京条下 道灌家集 萁田の別業に侍りし比 筆の[illegible]清宗寺

の二位殿[illegible]

[illegible]事[illegible]

○

拾雲軒

一 東海道三島宿紙佐行 沖形の鐘あり 右ハ高秋道方の旗を掲ぐ
歌あり

神まつる月にまつるやどし霧のあさきの菊

庭の菊秋をのこして咲き満ちけるかな

○

太田新六郎宅址

一 東海道 本町の名目 駿河国眼帳にも載て文明記にあり
此たび稽ふるに 湯浴ぞ 風土記にも見えず 載せたる稽ふるに定て湯島の本
何ぞ所見なし 委しく入ぬ見えたり 太田稲荷の事
太田の屋の事 所見なし 然れども 旧記にも太田新六郎本町の
宅址跡五郎 家々武蔵国太田人 屋敷けるを 其此稲荷の立たり
太田の宅址 ありや
今本宿 東海道本町 湯島の本町 又ハ 駿河国太田の

ありと云ふともあるを今太田の太田稲荷社ハ太田氏の宅跡
なるべしと云ハあるまじき事也 此太田ハ江戸川城割の比
築きしを 南 御代を経の事 明らかなり

○

綾西領 思いの島 一家住居ありし小籔有
枝役 六年六月宅址の跡之を云ふ

○

大友屋敷

一 東海道 本町の旧大友屋敷と云ハ大友左近将監義統
文禄年中 朝鮮征伐の役に怠りあって 領地没収し 毛利家へ
預けられて 後に文政の頃 加藤肥後守義定に預けられしが 其後
此より年七月 旅籠の 義統の嫡子宗五郎義延と 翁ぞ主人預け
られしまま 此所に居住せしより義延を 従四位に叙し 侍従に
任ぜられ 世々五位の 小侍従と称しけり 慶長七年 家系を

乱後に此地荒て武州筑波郡にて替地三千五百石の地を下され
節此地を寄付せらる所に此世の事を願ひ居住の地今の浅松寺
の東方に移りて此神を祀りて大宰府の宮を此地に移されし由
天神と此神今に相並て田に同じ文選宮あり大橋も左馬門
在納言六条殿の塚馬今に相存する之跡有り松は原中の目
あきかに神殿て北十の家在館の跡たるへきとぞ　柳町も元は大木
町にありしを自式部神町と移されし　天神は大宰府の神の
のみ所は我此羽町と名附し大坂兵庫の称に依て名付しも
しるよし云々

○

木戸孝範が家　きゝのたゝのり　前参河守

一家記　武蔵の国豊島の郡といふ所に入江のほとりにある所に住侍りけるを
おもひもよらず都を出けるまで旅の宿にたび住けるは山遠き所にて空は
名もしらぬ鳥まてもなれ遠きあたりにまで人のまりして
住人も我おもひけり目をさましては又人なき中にはかなくしたはしき我心
なし枕ひとつをすゝみては侍るも嬉しき人まで遠き東路の遠きはなれ
てなげやなつかしきおもひ出て人の事
暁の鳥もこゑもしきは旅宿の子とものひとりいくの雁をきゝの声
遠し

京を

都ちかく旅立ちし宿をたちいで我此のかひなきけ

○ 牛込御殿山

一南向寺伝 牛込御殿山と称する地、今幕府明治の廃仏毀釈の
万号院と云ふ寺の地なり此寺元禄年中に市谷に移る塔所もて
あり〳〵と明暦年中に火災まはて定火消役屋敷となる
旧地なれども今の地内坂下町に移されたり
〳〵 今は此所に万年の町屋ありて 御殿山と称する
右の御殿山、寛永の比まで御殿ありて 御殿所の列侯館
ありしなり其後は田畑もてあり 家財〳〵まで此所
の山に埋〳〵 幕末に至て 右の辰て御殿の跡も
なきまで〳〵 今も見ゆ 此あたりの地は 牛込上町
賞領附代の墓の多きなり 此地に以て 御殿の名
印年の比武士屋敷の跡なり

○ 御殿所

龍ノ口なる評定所の傍なる 御殿の張館と明和九年三月
年の月ホ九ノ江戸大火なる 焼ちなる永二年なるもの 法宮
一 巖墾集六庚申中秋在江戸傳奏館詠月里千種亜相公有卿
氷輪高掛武城東千里明輝起爽風連歳孤吟青野外
今宵偏賞玉樓中

題傳奏館西窓 四八

傳奏館畱守拔田雅丈門伊藤有種軍 當居處西有方尺之窓壮観最
多本城殿舎麗於建章宮西九樹竹美拾染玉園権門来往
終日駱驛装舟盃畱尋常参差清風来時有義皇上世之
樂存焉一日予訪其居洒閑閑窓卒題小詩云 辛酉歳
金城鬱々佳氣繁碧水溶々霊物蟠間窓咫尺無邊景又望士
嶺動吟魂

○ 長伊勢将監形

河城領清水村ニ五世孫ヲ放蕩ニ陽ニ成て居

ニて出て奉ル

○ 木立の弓矢

一 紫一本差ル 松平山路守殿の手ニ門ニ立ル 此木立ハ

松平和泉守殿ニ切て法城寺門前ニ清水泉ノ方ニ

ある 木立の印 西尾ニ切て 今中根

方ニ弓矢の印 西尾ニ切て 長伊勢様印 長伊勢

の印堂ニ 此本ハ今ハ 松平山路の印 今ハ

蔵の方ニ書ハ 務河方の印言 忠

○ 山岡三郎兵衛家

江戸名所伝ニ伊豆指ル 木 桂子年つきたるハ

まの此年の印言 蔵ニ書ル 山岡三郎兵衛

○ 芝居

一 江戸名所伝ニ 堀ニ行るなり 乃ち

ハ 表ハ 誰ハ 芸の 何 ハ

ハ 内ハ 笛 鼓 ハ

人の 中 ハ

江戸大蔵 ハ 天満八ちまの 泉 孫

郎 江戸 ハ 法 蜂 の 源 ハ

ハ 抽 行 ハ

神戸 ハ 立 ハ

○

吉原傾城町

一江戸名所記といつぱ世に雲井に吉原の傾城町を一見せんこそ社

ハこゝに中興ハ浅草寺堂の後の大道より七八町程の堤の外へ向ひて

五六丁も過ちぬれば右の方に門あさ待ぞしかば此堤を日本

堤といふぞ此門を大門口といひてたゞ一方口なれば門の名をとる

三谷といひ町の名をば吉原町といふ三方ハ堀切て通る路なし 扨

門の内に入て江戸町一丁目二丁目京町 新屋敷あげや町まで六丁あり 迷への

ば六波羅同じこの道やすらん去此不売の六学の名を残しやの

和尚達ハ古へふるの吉原にて入 堀丁のこと北に東に浅草明暦三年

の回禄の後此所へ移され下畧 さてこの吉原にて世にこの名夜もあかき

中にも冊前さる雄山崇にて本郷よりさきの事し扨あまた法の之

今ま当世の人の撰の者ハまけるなる近き頃より之茶をといひて大ま

格子なりハ下つぼねなる井中あり 局宮にまありて大ミのなるハ揚屋まて

年季しまつるなど皆さゝさん茶屋の二階にあがりて楽しむ又まかり

ありてそれまでの茶代のつけに立替ざんし 古道のはぢたてめいし名目

一つをあげていひ茶屋をも抜けず浴衣をも述ぶるし

○

佃島橋

一 紫一本巻之上 中洲門の所にまでて浅草川を渡さし川口の通ひ

自由に此所堀を先年佃島松平陸奥守せしより佐付堀せしきまし之

手付江戸川を此所堀に切落し橋ハ鉄砲洲佃島橋をいふ此橋の下の

水道の所堀に落る者ありなる事しまなら ごんごろうかきの橋とも云事也

と皆もし傍る三原橋の下の橋之

○

三原橋

ぢんぐゞ缘かきの橋

紫一本巻一 同上

○

日本橋

一世所知下知之[illegible]行[illegible]日の本の橋と皆へ
[illegible]世[illegible]たる[illegible]事のたゑ[illegible]
一[illegible]延行記[illegible]改元師万治年[illegible]秋九月[illegible]
[illegible]やうて[illegible]
のとまりはくに[illegible]月[illegible]

日本橋遠日本秋更無一事掛心頭今宵新見江城月
影満枝桑六十州

[illegible]唐の[illegible]和の文[illegible]
[illegible]日[illegible]或[illegible]詩作[illegible]
[illegible]雲井の金[illegible]男[illegible]
[illegible]武[illegible]月[illegible]
事[illegible]
千里[illegible]振衣神の[illegible]武所の月

[illegible]武蔵[illegible]月
[illegible]月[illegible]
[illegible]

一遠遊記行　山崎闇斎　明暦四年　日本橋

自是太平無事客東関行盡幾山川武江城上慶雲静日本
橋頭人氣煽翠帯紅衣常絡繹玉鞍金轡毎駢闐相如題柱知
何意冒黄従来元在天

一再遊記行　山崎闇斎　万治己亥季春再遊于東武乃作大吟一篇（三百十韻）
又是別勝丁享顔空恆恆云云神存八幡社使来五色鴉瑞景祥
日久地名亦曰芝日本橋下水源流是遠而

一南郭文集初編　日本橋上歌
雄都大道通万里天下山海自此始日本之東日本橋南去北

未陽春水、君不見今日海不揚波、難遇千載清黄河會朝玉帛
謹庶度、于旄丘、此経過前驅唱排後車叱、戟擊肩摩錯
鳴珂、肩摩多是卿曲豪、腰間武備帯両刀、燕市酒人眼虎視、趙
臺剣客鬚蝟毛、列肆美女侈姫姜、繁華子第遊冶郎、相看嫉
麗接踵至、春風路上鬱金香、此皆娛樂不知愁、千金沽殺萬戸
侯、東走江湖四魏闕、家々百尺連高楼、即今冒貴應如拾、最愧
此者敬衆、裘錢日費長安米、自怪為誰仍淹留、

一同二編巻四　日本橋雨中春望

蒼龍闕下大橋隈、回望雲間佳氣来、萬戸陽春沽両澤、千門車
馬浥塵埃、御溝水碧揺江閣、上苑花紅壓郎臺、多少升僊題
柱客、只今應有賦都才

○牛糞橋

一周南文集巻四　奉和南野大夫牛糞橋作

宮城之野秋如錦、錦耿晴川波浣花、若使此橋曾在
蜀、少陵流子早移家、

○浅瓶橋

一江戸名所記巻一　道三河岸言ふ所の浅瓶橋を不ふ事なるべし、橋の入口に城中へ入る所の名なり、

○ 両國橋

一 徂徠文集七七絶東都四時樂

両國橋邊動櫂歌、江風涼月水微波、怪來岸上人声寂、恰是扁舟仙世過、

一 南郭文集三編卷四縣次公浚舟宴徂徠先生同賦得秋字、

策槩回絶墨水流、清風落日繫江頭、海崖澎裂三叉渡、橋上虹吞二玉浮、抔酒月来迎望處、弦歌雪駐入原秋、詩知俱是玩門客、縹緲偏同憑侶舟、

○ 隅田川浮橋

一 夫木抄　光孝

隅田川むらくもまがふ夕立の浮橋の長代の雨

光俊卿

○ 永代橋

一 南郭文集初編卷五　永代橋望海二首

東望天邊海氣高、三叉口上接滄々、布帆一片懸秋色、欲破長風万里濤、

危檣争著数艅艎、滄海潮高江上連、両岸人家西北折、長橋龍臥欲垂天、

一 同上三編卷六永代橋歩月

空裏長橋載月過、滄溟開處渺金波、龍蹻架氣疑東海、鵲影浮天欲渡河、轉岸潮驅桑石去、犯星流駐漢槎多、玉人々吹簫夜、百首回看此醉歌

一同上四編巻二　永代橋望西山晴雪
長橋高渡大江東、回望西山入藹葱、天外三峯連玉樹、城頭
五色垢瑶宮、更看近接蓬莱上、直指遥晴閶闔中、今日神州
朝海地、仰瞻知使兆都雄、
○江戸名所図会巻一　さて永代橋より此処は古の方に新堀橋の御門
新大橋の御門外の下町の堀の御門ち橋と呼ひて幸橋の御門永代橋と
呼ふ御門ありを見へし是も御門の永代橋あらぬぞ

○喜恵橋

一江戸誌　小山判官信太小太郎か銭瓶にて此橋のもとまで延来すと云は
一説きに紀ね今に此橋あてころぶ人は云年ぶ内すに紀ねを童蒙の
云伝へあり○或人云小山判官か信太小太郎をあやまりて銭事は
実録に見へずも小山小太郎行重ならん奥州にて或は清和の付記にも
あらし信太小太郎の事は兵庫の城に平将門の子小二郎将門か子
を信太小太郎と云常陸信太の信太郡に住む信田小太郎とぞ
さもあらんいかにも武蔵にて小山の銭事をきりつけて疑ふべきを論じぬ
古草本に康暦二年足利満氏武蔵国府中にとて殺害して
小山左馬助義政を付すと云事あまたぞなし此銭の事をも得たり
伝へたるにや

○昌平橋

一南郭文集　初編巻四　偶成　本郷作
昌平橋北對城門、大路紅塵浥雨痕、朝野經歌通日夜、
王侯第宅滿乾坤、病来若思休耽々、老去帰心在灌園、
時結鼓刀屠市客、未須軽擬信陵恩、

○赤羽橋

あかばねばし

[illegible]

一南郭文集 初編卷四 移居 芝南作

負郭千門不寂寥、近隣笙鼓徹重霄、馬声廻合鳥衣巷、
龍勢斉来赤羽橋、園後鄰林秋自杳、寺前明月晚相邀、
更看南畔漁家満、病客祇應乗海潮、

同二編 卷三 春日登赤羽橋

赤羽橋邊抑、依〻且送行、人煙連海澤、宦道枕江城、
擁傳誰家客、乘濡為日出、吹風吹馬上、不心動離情

卷四 早秋小集

赤羽橋東桂彩虹、披襟共對夕陽紅、雨餘積翠江山外、
涼後高雲杯酒中、総為園林收暑色、未緣揺落恨秋風、

可無窮巷聊憐快、不是蘭臺賦自雄、

卷五 題赤羽橋 島石書蘿館六詠之一

所風繁華子、朔天赤羽邊、誰知橋下處、別自有龍淵、

同上三編 卷三 頃有壯遊約、病不果、作示諸子

抱病三春卧赤橋、年芳流与壯心銷、難期舎省遊山嶽、
空對年何憶海嶠、止酒多時唯菓物、撫床無日不萬條、
誰言老得滄溟趣、坐保江湖與轉遥

秋日赤羽橋送別

匹馬嘶声慘不驕、河梁送別此相邀、浮雲背指蒼龍闕、
流水難留赤羽橋、万里行從分手始、孤遊情傍拂衣遥、
攀来還未催揺落、為向秋風惜柳條

同上四編 晩日宋居

赤羽橋西生事疎、柴門懶性鎖深居、病来三伏唯高枕、
老去千秋更廢書、漢北楼臺臨名霧、陶家草木愛吾
廬、寄言犬馬諸公子、莫難客長者車、

一同上四編 巻二 出門示家人

両地風煙客跡斉、此行還似夢魂迷、出門赤水傳橋北、
取道滄江向驛西、他日寧無烏鵲報、祗今唯有子規啼、
不須苦勸催歸切、更住何家定舊溪

一江陵集巻一 赤羽橋眺望有感

白雁飛来紫塞遥、寒烽起月已蕭々、千家暮色蒼山
縣、万里秋風赤羽橋、嶽頂青了懸雨雪、江门寒樹落
柯條、浮雲不隔瑶京路、游子萍蓬顔自凋、

訪烏石山人 巻四

城南烟樹故人居、赤羽橋西轍跡疎、非為招邀期此日、還疑
偃蹇臥吾廬、緑蘿暗合求羊徑、秋水潜通鄭白渠、過于
以心蕭澹甚、欲帰停駕更躊躇、

○

柳橋

柳原の末流にあり、其名高きあたりの中にあり、世にいふ新柳橋を
いふ、[illegible]辞事の是に至りて[illegible]の東に柳橋といふ、[illegible]
橋の本柳橋といふ、その橋を封じて以て[illegible]
難波橋と云、此所にいはゆる[illegible]明暦のはじめ[illegible]橋此所に在りて
[illegible]
路の東方にち[illegible]の矢倉の外に[illegible]元禄の古
[illegible]
[illegible]又今はその名も[illegible]
[illegible]
[illegible]

事の今日なるかなとこのうちまるるまでて泊一宿するこ

一南郭文集二編巻五　墨水詞八首中　楊柳橋

楊柳橋邊柳下繫鰕魚舟但憐潮汐連不関離別愁

同上四編巻三　楊柳橋送人二首

楊柳橋邊墨水濱酒家留客不勝春誰知暫對胡姫醉

中有愁心送別人

千家両岸大江流楊柳毎々欲繫舟此地春風無限恨橋

邊分手為君愁

○ちよこ橋

一清良源秘録十二武蔵下総の界を川を隔てる流れの

川のまわる無縁寺をすぎて新規あり橋をかけたり

長サ九十二間あり　ちよこ橋をかけ年代詳なし

未だ一ちよこを未土総下総

近年に諸大名法華経を第五番に高たる仏壇の如く高さ

五尺定む　故に今ちよこ無四間の地とあるまでも

此所に湖たる

初軍記のひんるかあるまでも皆あるべき人に丸山なるべし江戸の

所なれば所々の所の所の所の所の所の所の所の所の所の所の所の所の所の所

事なるべし　作事を渡し米国家の

新家を云いづまり　新年の人多くの人

一今年明和八年辛卯村村にて出来て此あたり

渡船を出遠く行て出来の稲荷の森の

庚申塚の所見ゆ再建をして七を

拓

所につけ

寺のこと云事　此ら女ざて

焼ちちの所同の浪を建る事

武蔵鐵のこと

○六郎橋　　橋附郡川奇澤の橋

此橋川奇抜くして西の麓川を渡る橋なり小橋なれども

[illegible]の比の[illegible]の西の麓の[illegible]

一牙延行記　[illegible]

出て池上に行て[illegible]

[illegible]

飲馬橋遠望毋時肩輿轆々忽過未不須徒作尾生約

天性相逢也是奇

一今あるを中古ハ[illegible]の三大橋[illegible]古の三橋を古人の[illegible]

一遠遊紀行　山崎闇斎　明暦四年　六郎橋

橋下水洋々、橋上人憧々、橋邊回首見郷関雲路遠

一再遊記行　貝人　万治己亥季春嘉再遊于東武　六郷橋

流水滔々通海潮、馬蹄送去六郷橋、不知何日税征鞍地

廣天長驛路遥

一癸未紀行　林春斎　寛永廿年癸未十一月十四日出京赴江戸

六郷橋吟　俗説畠山重忠嘗居于此維不考于詹記然重忠者武刀甲猿而屋往来鎌倉則不可無其理故首句及此

河畔東畔六郷里、俗称重忠居此村、重忠武刀七黨長、政

城野戦報君恩、樊手龍附風勇功士、往事悠々遺蹤蜿、橋去

江城五里許、出者入者日頻繁、園国列侯會同處、輿馬駅

牙僕従嗔、異城来朝投化者、万歳高吟可汙尋、士農工商

幾経過皆是名走与利奔可笑尾生約女子何用禪徒弄
胡孫玄霜搗盡嘲裴氏丁卯吟成憶許渾菊花過後自
斯此顧視江城殆消魂早梅開時自斯入跂及江城望衙門
三月遠征幸帰府今日歡抃不可言

○板橋

上板橋村下板橋村を云へり板橋の地名は此あたりに
一南郭文集三編巻二 早發板橋
曉發板橋駅迢々遠北門山稀看日早草短履霜繁行
李臨東道長亭徑大原離家還未幾遊子易銷魂

一北条氏記巻二 河越合戦の事 天文十四年河越城を再奪
氏綱与味方の諸将を引率して先祖の旧地太田左衛
門入道道灌初て城を築き其後北条氏康入道
さうや昔五十年の夢の如くなり
吉野の国自の居
郭人云云武蔵の国云云 今の河越城の西之方 又今の城と
云云 上高麗郡の内云云 毎年の八月十五夜
武蔵の国云云 厚の所此所云云

諸

関戸　地名考　小山田庄

黒塚

一鎌倉人傳に武蔵国足立郡大字澤の森林の中にあり又秩父郡安達郡にあり是のまぐれに安達郡にあるは恵鬼退散の地い武蔵の足立郡なれども東光坊開基の寺東光寺云あり今六曲図宗江加形智の記録あり武蔵国足立郡の恵鬼退散にあり其加の事ハ不見えず

黒塚

一紫一本　巻六云去歴足立郡の内に此黒塚と云る鬼こもれり

涪

さる塚に陸奥の安達ヶ原に元遠くていふあやしきものとしたり侍ぐ

いふ（花人随筆に云ふ）去の

是足立の原乃ふるさと　塚と

分倍　庫中澤　地名考

下立　去ることだて

所窟　去形ぐば

此所比河郡堤の近きにあるべし

多摩郡氏康より古河公方晴氏に書簡中に

諸軍偽一戦下立所窟に対陣ぐ云ふ又北条五代記巻五

所河古近移盛ぐ北条氏直の合戦のまゝ上武の堤の内川ぐ

戦合窟まて押ぐる見ぐ（上形の地名こまぐる形ぐ

ゝぐ述ぐ

佐西

一道無量山記中に云く入百川る事てこと〳〵の観音寺云る
山伏の坊ありて四五日遊侍る所なり詠侍る中に
南帰北去一年閑露霜風喰飽五岳贏得行吟来詩景
千峯万峯雪間こ、
佐西を立て武良大塚の十王の石仏まうりはしること

勝折

一乃無量山記中此あり云る聖火留の塚を以仏法の侍りこと是
ちきてーーさ以述里る市侍りまぐ〳〵仮屋るつまみて

例の祇園社に詠て同行まうけれ
あさ〳〵いのぐ五ゝ〳〵ーーの市の御氣を夢るぜまうける

小川

河越の先りて秩父のこと説る西行法師のこと
武蔵郡の小川の清水まてこれ形をあらしてせれ
さとを述へ今江戸小川丁内賀氏の屋敷の内る古池ありむ〳〵
田百の用水之世所りて泳ありて〳〵後で今基る此寺也市者
ちーまこと江戸の小川丁ありを市あるまで小川里の事なる所

○江戸小川丁ハ元禄の頃変遷丁名改て小川丁ニ称ス

一北条五代記ニ北条氏康ニ上杉朝定合戦之事　氏康ハ朝定後
白のもとへ山内へ陣敵ニ退ぞけ自身も城を出ぞんだ天文六年
青年ニ相模の軍兵を引率し　武蔵ノ山島　同十年河越の城ニ
押ぞる三木ヲ以つぼ原ハ武蔵野の北ニて河越の城ニ籠ぞう五十余
里ニ及ぶ此野ハ人馬の住(所ぞ)ぶの)ぞ求るに幸ある修羅
場ヲ以て陣を張を旗をあげて方々の軍勢雲霞のごとく
走ぐ〳〵辰星の吉凶ニ従ぞ九月合戦の時刻ニ成て去て
漸〳〵亥ニ時ハ近くなり急ぎ打ぞ下ル時明春ニ満月ハ雲
霧ニ光りをみぞき紅錦聖庵ニ春ハ来く虫ハ花の咲ごと
ぞ手ぞあ〳〵ぞふ猛き武士と月ハ(ぞ)ぶ(ぞ)ぶ花ぞ咲ぞ(ぞ)ぶ
勇者の乃ぞ(ぞ)ぶ〳〵〳〵

○此下数戦ニ敗北等の事ハ河越城堀松山城の条下ニ委〳〵記
ぞ中ル此ニ略ス

聖火留　の塚

野火留　地名考

一宗祇日記中河越ヲ以つぼ下ル至ること此あ〳〵ぞる聖火留の
塚ヲ以つぼ塚侍ぞ思ふ此ハぞやきぞ〳〵詠ぞ〳〵ぞらりて烽火た
ぞまぞ〳〵ぞ焼ぞ手ぞりぞぞぞあ〳〵まぞ〳〵ぞる塚を聖火ぞ名
付ぞ〳〵ぞ山の人中侍ぞ伝ぞ

[illegible]れよりそこの[illegible]塚
一[illegible]をこまぎて[illegible]折[illegible]つゝ里ゟ市侍

一道奥日記上 上堅田[illegible]川[illegible]大が原[illegible]
原をこまぎ行[illegible]板本[illegible]十ばかり 逗留[illegible]此坂を立て
宮の市七[illegible]の系 [illegible]川 [illegible]川 [illegible]川 [illegible]
[illegible]の名所を行[illegible]七[illegible]の系[illegible]原[illegible]
むさ[illegible]の[illegible]

此地名考
大が原 板本 宮の市 七[illegible]の系 [illegible]川
[illegible] いと[illegible]堅 [illegible]川 [illegible]川 [illegible]の系

慰ヶ窪 こひがくぼ
地名考

一奥日記 名[illegible]七[illegible]原の冥[illegible]こひがくぼ[illegible]
[illegible]
[illegible]今[illegible]

むさ[illegible]

一道奥日記中 [illegible]冥[illegible]慰[illegible]
むさ[illegible]岳[illegible]原を通[illegible]夕の煙を見て
夕烟[illegible]我[illegible]むさの岳の麓

ありまの井見あまりてたゝせ

五十子　いろご

宗祇の書る発の中さきみを云書る事なる杉武弘五十子俗称
毛尾孫六面進後永正元年十月廿六書之宗祇判をあり
此ほる宗祇此所る於て上杉孫六の銘あて書たるものゝ云中
る毛尾全吉のなることを此なり是い上杉右馬佐の事之

五十子　いろこ

一此系五代記ニ文明年中毛尾四郎右馬頭景春主君上杉
修理大夫定正を逆ふまて武蔵五十子を於て合戦ス定正ハ
所形の縁あることなり詳い忠仲是い上杉修定（逆ふ）ことを
たる文あり　此事二説ある事

足立郡こうかすは　玉房ちゝぶ　おなじ与多郡内川にあり
一義経記ニ秩父郡ちゝぶ也ちゝぶるむろの八幡ニちゝぶを見て
武蔵の国足立の郡こうかすは曽我の御堂八十五段

[illegible]ばかりなる坂指あり地はて多摩佐原郡へ向ひ[illegible]おこりし此
[illegible]ていはゆる武蔵の国府の[illegible]所の下あり[illegible]きて佐原へ
[illegible]坂指[illegible]おこりいはゆる山[illegible]ものいていまは相模の平塚あるを下野中[illegible]
[illegible]

○今坂指足立郡[illegible]かまぐちい今岩槻の川口の流れ[illegible]
[illegible]其の陸奥住集の記之坂指はまぼろしの流れあり中
山道の入口之地の百姓[illegible]許す今若光寺いまいあり[illegible]川口
[illegible]の侵略の[illegible]光寺[illegible]人[illegible]住居の
書改[illegible]老人の法[illegible]
[illegible]の下[illegible]今甲斐国道の府中の[illegible]玉河を
流れて[illegible]赤沼[illegible]の上[illegible]大山の麓を経て相模の平塚へ
[illegible]

松戸在　市川　利根川　隅田河　王子　坂指
まゐり　[illegible]　いしまた
一義紀記之板橋は軍ひ真たゝふ西る沿兼四年[illegible]月十八日武蔵
[illegible]下野の界形る松戸の在市川[illegible]
[illegible]ゆ[illegible]坂東[illegible]流[illegible]大河[illegible]此川の源は上野国
[illegible]の在[illegible]落て水上遠[illegible]

去年しほの墨田川に溯られ自たる海より潮さしあげて源氏
両岸に洪水岸はなれして流まさり河に入る海を見るが如く
水みなぎられて五百騎留まりてきみくいの渡りにて陣頭て櫓を
つき櫓の柱なきを馬は津形にて源氏を待ちけり兵衛佐殿は
舟は御渡しできぬ川が首に積このたまへばいかがきこえしの
柱を切落して筏にし古河の辺より下総のつなぎに付けて見えける
入船をしまたたちまち浮べて用ねたちまち十余日さしてやりれば
いかさまになりぬ船を集めむとて思ひしは伊勢のかたへんける
まかりて申されしを江戸の太郎が宅をさしてまひり渡る千余
艘近所にあまたありけるいかさまべきある風中さんとて御気色
二年にて下総の事を申しければ佐殿にのたまひしは江戸の太郎
八ヶ国の大福長者なり船ぞ勢の　この二三日水にせかれ
て渡しかねたれば三の浮橋を組みて船ぞ勢をば武

蔵国豊島に浮け渡して渡らばこそ江戸の太郎承りて首
参らせばともいかでか浮橋を組むべきと申し下総の
申したりけるいざや江戸の太郎をたたかへとて方々船を集めて
まかりて海の辺にしまはして中下総までも船を千艘
の数もていずれも西に下ったは江戸の太郎が船にて
のつきたりとも船千艘あつめ三日のうちに浮橋を組みて
江戸の太郎に合力して佐殿に従ひして神明あるべしと仁
やかさてこそ三日のうちに浮橋をつきあひてけり
今思ふに墨田川の源は上野国利根庄藤原より出ると見え
しに先ふにかく今の河にて是は今の新利根川也
河あるの源に云し也今の墨田川は秩父
の山中より出て荒川と名付しかどもにく川の名に言之

入百里

[illegible]

○

[illegible]たのむの屋[illegible]

春宗俊成

やせの里

一説抵[illegible]記中ほりうの井見よきのまて[illegible]今ハこの井

[illegible]

里人のやせをいふ[illegible]ほりうの井[illegible]水[illegible]

[illegible]

[illegible]入百川[illegible]

○今[illegible]

[illegible]入百郡[illegible]今高井[illegible]

三吉整里

一まゝ木おハ　光孝院入道[illegible]親王[illegible]首　里附[illegible]

法[illegible]定[illegible]

[illegible]

たのむの里

一まゝ木おハ

源俊[illegible]

今又を秋ごとに人さまのうひあれや和歌の手

むらきとの里　　村君里

一宇抵日記上ーーをりしほ正をこそぐふこて

たち世ゆうとうれ世をそんこちまて思をなをつぐきーー

○今按ずるに日記の序たーーのまくらぶ書記たりることのあれば

所ーうゆをを言定うこりきこそ此をこの序のやうに長歌のつまてを次る

思ひるるのきはあるやあるやあれば所ーーに長歌よ

次契谷　まぐや　萱谷　相模ゆもる

○東路土産宇抵紀行所形を五ーーしるを正よ小泉掃部助の

宿下る道の人数いるつ（ぐ）ほ（ぐ）ほ（ぐ）ほ

本田村

島山の郷村なり　[illegible]の郎[illegible]

[illegible]豪[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]ざか　入野郎

一宗徒[illegible]中　河野[illegible]武士の[illegible]

[illegible]

[illegible]

きぐろ

一宗徒[illegible]中　河野[illegible]武士の[illegible]

[illegible]

[illegible]

旅[illegible]神[illegible]

きぐろ　高鷲郎勝[illegible]付　黄八勝[illegible]

天慶三年定門山田付より辻堅り住吉社より

河越

一宝徳四壬辰年かまくらの山伏ハ
下る一万松寺にて
かきりあれハ月ハくもらけれとも武さし一堅の男とも多き河越の
世ハ下る常楽寺と云ハ時宗の道場なり日中ハ法会講堂の
こゑもすさまじく月川と云ハ下ると井川と云ハ下ると
井ハ上ハ井河原の名所なり山やあゝ一の名所とも
世ハ下る所を一と云ハ武蔵の国いさら連寺あさ杉ハ
ハ上る所を一と云ハ武蔵の国いさら待ゞいしハ
ハ上る雪の名所なり
庭の雪所を一と見ハ光りの邸
二月ハ下旬頃ハ二月待り武士の館ハ
まうり道ハ道ハ坂と云ハ下ると
二月ハ坂ハ若一きりまあ松ハ
ハ名の高ハ

大門郷

ハ名ハ坂と云ハ下る 坂ハ
ハ名ハ坂と云ハ下る 坂ハ
ハ名ハ坂と云ハ下る 坂ハ

一玉秀院殿九戸田孫三郎は長船河和の住玉之丞は戸田
孫右衛門と云奇の河和の金忠寺と孫右衛門金忠の
菩提所之二つの寺堂有千代と云童形の比春化河和
と離れて江戸にて　公儀御様に仕まつり候
御教書を賜ふ者の外
武蔵国足立郡大門郡高七百石之事
右の通代官と云遠者年此者可抽御功状仍件
慶長二十年九月十一日

此玉　右神君に自筆にて書給ふ者の名を忘れ
戸田氏を遁て西方の水野氏に移ると云
○今あるこの大門郡河和村の名にて見今中山に
右宮相ちり小と浜ちり行所なる

一金子
此年九月記七寛永二年六月九日云武蔵国金子
にて此日雪降り夕降雪降り積て
是にあれて名歌書く死せり之注中

無谷村
中山の東の方此本無谷寺実因此男吉家が母浦と無谷
寺と云寺あり村物を吉実の樵薪なる故又八幡山の近
村にも無谷村と云ふ所あり此所にて云ふ

熊谷寺実蓮寺の室町時代のものとあり古く可能
性あり　（織田信長天正十年三月甲斐
の武田勝頼父子を討ち滅ぼす時の戦争に滝川左近将監一益
と一緒に西上野の仕置をさせ　時高橋城主が
四年前二日織田信長公高野山焼き生害を
し　滝川は押えの為に　北条氏出馬　同じ所
形の城主北条安房守氏邦　安房守は氏邦の
弟　上野の城主なり　北条川を渡
まるとも渡せず　武蔵上野の境なる
越して金窪まで押寄る　氏政出馬　北条
を井立光徳寺富田石神を通る　氏政は安房守
城二里ほど　旗を立て陣　熊谷
なりたるなり　北条氏政

武蔵大里郡熊谷　中山道　浄土宗　蓮生山　熊谷寺

熊谷次郎直実入道法力坊蓮生彫刻する石碑

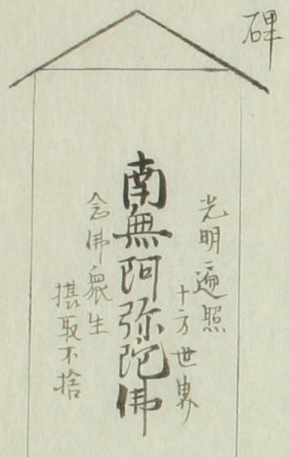

拓本　熊谷寺拝領の幕　故富士に鳩　鞍

本庄

北条氏代記五に書きそ孫田信長元亀元年三月甲斐の武田信玄討死一ッの説のよふて滝川左近将監一益を上野の国をさせ[illegible]
ふ指揮をなしゝ同年六月京都本能寺に於て信長
又生害なりし滝川左近将監此地を引揚へ
ひ碓氷の峠を越へ北条氏邦氏政のゆくをまつ
まつ碓氷上野を知こと武蔵上野のさかひ
ふ[illegible]川を渡り金窪まで押なりし北条氏政
此なりし碓氷峠より少田原を去り厩橋八幡田
ひ神を[illegible]ま氏政八幡原田原下ノ二里ニ移
本庄なる羅を五隊係ハ深谷無谷ニ[illegible]

中山道譯へ

去ル天正十八時の合戦ハ六月十八日之移番ハ人物記
北条氏安房ヲ時記ヲ

深谷　ふかや

武徳編年集成十一　元亀元庚午年六月武田信玄
上野を出て碓氷ヲ越て鎌倉信ハ討内源田ヲ攻入攻ヲ

中ごろ北条氏の領内武蔵源谷忠秩父郡を掌る上州
善福寺に至る

○今茲に北条氏代記巻五天正十年三月より五月迄
武田勝頼父子織田信長を攻ぶ一時の勢ひ
駿河甲斐近江監一国を寡東の蒼欽ぶ西上野に
下し其指の使ふ五十近藤の人質を父法王を
護下ふ七月年六月京都に於て織田信長を
明智日向光秀殺す高遠川高
坂弾正忠指を引揚ぐ山田家の北条
氏直ふ諏訪の使主北条安房守氏邦藤川を
討ふ七月時安房守は由を考さて高川上方
に近ふ貴人ふ西上野に我ふ切て切てふ
氏直の孫を待ち立て武蔵上野の使ふ

ふ人ふ川ふ十ふて金窪ふ押ふ氏直この由を
聞ふ田原ふ攻て失陣に富田石神を来れば
氏直安房ふ堪陣ふ二里ふ形ふ在ふ攻たて
後陣に源谷熊谷ふ来たふ一ふるふ此時原谷
ふ高尉ふ原ふ一ふの西ふ未考

忠

一武法編年集成十一元亀元庚午年六月武田信玄上野を
ふ出ふ一謙信ふ封内に乱入放火せ一ふ出ふの
領内武蔵の源谷忠秩父郡ふ上州善福寺に至る

立河系

一北条氏記に云上杉氏戦の末上野空虫明意二年十月
上杉越去り其の後新田義貞一族の復活して
鎌倉を攻たり永正元年上杉朝定小机城に拠て早雲
を今川氏親と軍を率て武蔵に出て立河系を攻て
鎌倉を攻る又鎌倉の近郊に出て十月
鶴岡の年兵を屋武蔵河越の城外に陣を敷て戦事
年を越す故に朝定和睦の年を以て次の年三月鎌倉
を得たり

岩附

一宗祇記に云いせのきさらぎ富士の根ふもとの雪
いとゝ深く分山もかすみのうちに見えわたるみて
同行の中（歌一首）
ふじのねの雪ふかくして見よ分山とかすみいろふかくして
一南部文集三編巻三　送義海上人住巌月浄国寺
都門祖席照東方共指盈珠衣裏光知自経慈推上首、
看場法施向壇場、雲龍且送三山雨、巌月新添五夜香、
更待諸天迴佛日、高懸北斗乞近朝陽、

秩父　きさい　　埼西　今俗云

きさい領さるふい古ハ秩父を書てこそきさるこ此訓をぐぐ
き事を後ぐも　秩父郡の中ハも　秩部さふ　つ云る
てきさいちべさ訓さて　日本紀
丹波のあもも　秩父きさいちさ云ふを

古国庄　　埼玉郡

一形原氏ハ清和天皇の先九条公兼家公の末代の孫首藤氏
資政初て下野国形原郡を賜りて　世々孫是さ資政
の子孫形原の武者所資房が猪男ハ太郎資隆男男子の郡名
ありてまもり政訓後がきり赤森田　佐久山　平岡　福原
成田　成田　沢村　宝田　荊田　千本　この次ハ形原を中宗隆
ハ十一男ハてまもり　年表紙の時堤補ハて扇の好者射
しもり　ハ此あるもり　大内移ハもり　ハ此の賞ハ之ハ無波
五ヶ庄　信濃角豆の庄　美州東の庄　宮川　武蔵　古国　庄内
中橋　東の庄　ハ是を賜りて　橋中　ハ此ハ
○今ハ忠領の内成田の庄を郡て　古国庄ハ　ハ此ハ
の庄ハ　太田　を楽ハの五　　ハこの庄も　を領内ハ
ハ　ハ

橋庄　を　さい　ま次　信濃
一宗祇　日記　ま次　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ

[illegible]

今年[illegible]

[illegible]

勝沢　賀茂郡

○東[illegible]寺[illegible]沢行一[illegible]きも定[illegible]寺天祥庵ハ
摂州獄の[illegible]山大高國師遷化の日[illegible]より　いまゝ立[illegible]
[illegible]の[illegible]年間[illegible]居察[illegible]
[illegible]

今年[illegible]この沢行永正[illegible]年間[illegible]勝沢を立れ
由[illegible]永正元年の比[illegible]

下人畑　勝沢　賀茂郡

一東[illegible]寺[illegible]沢行八月十[illegible]武蔵[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

東ハ[illegible]八[illegible]の山[illegible]郡
[illegible]北ハ秩父[illegible]
[illegible]
[illegible]武蔵[illegible]
[illegible]
[illegible]

○今年[illegible]寺[illegible]沢[illegible]坂本[illegible]十日[illegible]遍[illegible]行き

八月十五夜清水流るゝを見て　いこゝ張店のくさ
一はのこゝ侍りて
月こゝ張の表にうつりてゐる月さへ名をも
ながれもるゝ水に清水を入て
いくゝ堅あるかもかはぬ　十四日　のゝ雨を行てゐ
さのゆきゝ清水のゆきて
ふるゝあるゝ　西河原ひきて　我ゝ　蛍ほどゝ
ゝるけき　武蔵野　秋月をながめて　ゝかゝ見ゝ
月を見　八月の書　又
ゝ西河原の書中　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ

[illegible]れて行くべきなる情なり
○今案ずるに此文は[illegible]川の[illegible]
[illegible]なる箕田は幡の[illegible]
[illegible]のごとき[illegible]ある箕
田村[illegible]ちの中山[illegible]の中[illegible]
[illegible]足立郡の中[illegible]
十三代里の行程[illegible]箕田[illegible]満新[illegible]ち[illegible]主の連姻[illegible]
[illegible]を持参して坂[illegible]綱が[illegible]参の事[illegible]

冪戸
一説に九代記に畠山文[illegible]盛[illegible]亡の系 文[illegible]

民

十[illegible]人[illegible]鎌倉[illegible]来[illegible]義時
[illegible]大[illegible]十[illegible]武[illegible]河[illegible]
[illegible]冪戸の大[illegible]武[illegible]附房 和田[illegible]馬[illegible]義盛

紀

横渟 [illegible]
多氷 [illegible]
金[illegible] [illegible]
日本後紀十八 廣国押武金日天皇 安閑帝 元年閏十二月己卯
朔是月武蔵国造笠原直使主与同族小杵相争国造経

年難決也小杵性阻有逆心高無須密就求援於上毛野君
小熊而謀殺使主覺之走出詣京師言状朝廷臨断以使主為
国造而誅小杵国造使主悚意吏懐不能黙止謹為国家
奉置――橘花――――四處屯倉

○今案上毛野君初名形部君見世の橘樹郡に見えたる
はあり――橘郡は多摩郡橘郡の郡名なり其の人なるべし
是の道は埼玉郡は是の郡名なり
是の金は猟の久良波の物語を撰定書側交功以存汝魚也
義は簾箔の用――――

孫会稽軍事邦親王墓

一事曰会稽軍事邦親王の中に大塚村と云る由来は孫会稽
軍事邦親王乱を起して此地に逃れ――塚を築て大塚
と称ぜるなり――

梅美丸塚

一事曰梅美事 梅美事は近年長州人源記を記
てそれは上古の聚説の長作世の事――師を
基て足利氏の時代乱世の比の事――ちう比様
乗付て風の来由なる巳在支部古記なる書
見付――其の内に筆赤 即文武蔵の国の風初め
山背梅美の事は隋因門の風を作ふ体の比なる婦の
乗人にて梅美の子孫を――の――行――
ろ――き事――を見て文明の比の立山の俗説門徒宗之
の行業と梅美事子孫悼――体詩――比の事――

藤原別当實盛墓　保古墳

一車匂茶伝　梅鶴法源寺の書にかくの如く記すも
法源寺に見る所の実盛の石像は
寺に薬師一体古来の所持実盛の一筋弓一面
弁慶笠生石の埋あり　文字見る能はず
此辺の住人実盛実名なれども
世人知る所にあらず

法源寺に有る実盛石塔の像裏に彫りたる銘

寿永二癸卯年
前右兵衛尉
藤原別当
德山覺道真阿
大居士
者七日

七代法嗣上人元亨和尚願　武州豊島郡福場
保元寺藤原朝臣従　右前大臣七代後胤加賀
越前越中太守刑仁将軍十代末孫斉藤實
盛子武蔵国之住人永井斉藤別當實盛像看
孫兵庫助信利再令建　天元録七甲戌五月廿一日
夜夢告之趣記置

是は浄土宗の要法虚言なり　側なる石塔は
是武実盛の石塔なり
あるは大なる塔は実盛の
墓なるべし　浄土坊主の
文盲愚僧は許なるべし

梶原塚

一寺門伝　城門村なる梶原塚あり　年号の刻此所を
さぐりしるに板の木立ありて古きお墓なり後年堀寺を
営る盗れ切なる村氏又平の石碑を建改せける又こ
紛失――――今は荒川の畑畑の中ばかり――地なし
まちまちの此梶原は鎌倉時代の事なるべし中古太田
の一類なる梶原兵部なるべしを盛い此系なる限性なれも梶原昌
ちゃう人見へたり此寺の一後ちなるべ――此地の古元の物法な
此塚の所は昔寺ありし――所なるべ――ちなりけ入――ろき地狭き寺
は敗壊せるべし

梶原塚

一紫一本菩提　梶原塚　此塚の西の近所に村あり言ふ
所中なる板橋なる沙弥なる所の内なる梶原城の内なる所
なる上杉蒲谷の時なる父古加此系実系八州を治――時
梶原名なる人住たる所なる梶原氏なるべ――討死――
塚なる人ほ表名実名誤なたり――――
所なる――

武蔵塚

大和出春日のなる大伴故持々の塚なる――古今十は物
見えたれどもなる――

○馬牧

○拾芥抄中　牧名

石川　田比　○立野　○小野　秩父　已上武蔵

立野　弘仁頃ヨリ名ノ初ハ不知乃

小野　多摩郡ニアル名ノ初ハ手乃　今府中ニ六所神社ノ所ヲ小野ト云フ　小野神社ノ所ヲ云フト

秩父　秩父郡

立野　たちの大すき

一陽撰集七　抄下　兼補記　此ノ抄ハ武蔵の

[illegible]馬道へ[illegible]まうう立[illegible]ありて伊
[illegible]同の[illegible]将[illegible]逢坂[illegible]
[illegible]て[illegible]送[illegible]

荒木忠房形[illegible]

秋[illegible]の立野の駒を引時[illegible]
西之伍[illegible]

○まぬ[illegible]
[illegible]立野の牧の引駒の[illegible]逢坂の[illegible]
野[illegible]

[illegible]立野の牧の引駒の[illegible]勢田の長橋

道を　家集

[illegible]

水忠

○今[illegible]一[illegible]
[illegible]

○六帖

板坂[illegible]引[illegible]年駒を秋[illegible]立野かさ[illegible]
引[illegible]

○古代鎌倉海道

一南向寺法　或人問云王子村の[illegible]村を[illegible]下して畑[illegible]
[illegible]鎌倉海[illegible]
[illegible]畑[illegible]鎌倉海[illegible]
[illegible]見[illegible]事一古老の
説に[illegible]呈入の地[illegible]
[illegible]今の青山[illegible]町の西
[illegible]谷八幡の[illegible]
[illegible]犬[illegible]
[illegible]浄通[illegible]今の中仙

[illegible]の道と接ぎり谷村郷川村を経て高村より千
住の方へ吉の原筋へ出る
大和路を五里あまり歩す百の道筋三ヶ所まで四名持ち来る
たきさきさきさきにあきなひあるべし只今まで五人下り
ちなり相良山国より出る米の俵を佐野中にてうべ
東海道より二里近く日本橋より近十八里の由之

○乗潴驛

○豊嶌驛

紀

一續日本記巻廿九 称徳天皇神護景雲二年三月乙巳朝日有
蝕之、先是東海道巡察使、式部大輔従五位下、紀朝臣廣名
等言、云云中畧又下総国、井上、浮嶌、河曲、三驛、武蔵国乗
潴豊嶌二驛、永山海両路、使命繁夏、乞准中路、置馬十
匹奉勅依奏

今案ニ乗潴駅何方ニか有ん未考 和名抄の仮名ハ乗潴ハ
なるべしと訓ず詳潴ハ陪魚切水面停日潴を見るべし
なるべしか

○うなび

なつかしうなびを枕詞にまきもくまくもいもこの海を
見ずに見過すとよりうなびを似たり 沖ちかく
見ゆる見渡すもうなびく

○いちしば

一万葉集

さきもりの人は湯ゆや見まほしいもの
世にまれなるものとぞ聞きし 防人さき
[illegible]

可再考 百姓家系ハ古ク和泉ノ国ノ
一百姓家四十比　東京九番の内
奈都藤比久宇奈比平尼之邸筆ま登利力 仲多良武
筆首子阿の我之子波伊思
反藤仲之花頭之宇左比を志て 磯河多の流れ
子思ふ子久河辺ノ野ノ我常ノ之
ヲ形ノて子子ノ多ノ多ノ欲ふ子ハて世ハ男ノ子ノ
ノ

○ 東浦

此所ニ[illegible]有之事

○ 鎌塚

馬場浦の内ひ[illegible]水村の内連[illegible]寺師梅林時[illegible]居[illegible]の内

[illegible]の中[illegible]事

○ 経塚

松山の東より下七町の所ニ法華領[illegible]

[illegible]国[illegible]郡[illegible]朝臣桑門宗調生年七八元亀三年二

月時正中日[illegible]

比企郡

[illegible]

○ [illegible]石塔

[illegible]安三年[illegible]松山領[illegible]村[illegible]の堆埋[illegible]

松山領羽尾村

経塚のかゝ入べし

比企郡[illegible]谷[illegible]里[illegible]東方松山[illegible]谷東西五丁斗山上ハ上田栗獨[illegible]の堆

[illegible]今此巖穴ニ観音安置[illegible]千[illegible]岩壁の[illegible]岩室の観音ト[illegible]堆

[illegible]地の水田ハ[illegible]郡[illegible]

松山[illegible]側の畠中の小キ森ニ石碑[illegible]経塚ト土人称ス

願此功德　普及於一切

我等與衆生　皆共佛道

南無妙法蓮華経

施主上田能登守源朝臣朝直入道宗仏　桑門宗調生年七八

真讃一子部善願成就門銘文

于時元亀二年大歳梓戌月時正中日　起立之

永禄二年ノ系ニ張帳

五百ニ拾貫ニ拾ニ文　東郡栗郡々

百拾八貫八百八拾文　北金郡　郡中京方

拾貫ニ百ハ拾文　日　日ニ百蒙

ニ拾一貫ニ百ニ拾七文　日　日諸金方

四拾ニ貫四百ニ拾九文　福田西何ノ郡　江戸也平塚ノ内中里

○佐々木四郎　墓

川崎右京三郎　曹洞宗　東ノ方　詩面の近江蒲領の中ノ村ノ里

京五

佐々木四郎高綱墓

詩面の近江蒲領の中ノ村の某寺内ノ小石塔ノ

○川崎右京三郎中ノ墓ノ

梅若九塚

隅田村木母寺ノ西ノ方ノ塔ノ中ノ塚

一南郭文集初編巻五　墨水歌八首中　梅若児塚

阿児何處去、柳絮古江濱、猶自春風起、年々飛著人、

一金華文集巻二　墨水對月

木葉秋風起、江濤夜更驕、月升梅子塚、霜滿中郎橋、陳迹風

雲散、窮途歳月遥、倦游枚叔尤、未擬廣陵潮、

一儼塾集八　淺草川送佐々子扑之西山用安積子先韻

一葦沂流維岸東逆行酌酒醉顔紅梅墳懷古冊垣柳牛
社招涼緑樹風新与互賡満離席高歌相和徹

○浅野家臣四十七士墓

一儼墾集八題義士墓　三木成蹊會文賦詩予大石内藏
助等四十餘人義士以一代名超古为題余亦同賦
報讐殉節古未稀大石諸君忠烈輝竹帛所垂餘義氣
丹青欲盡奈靈感寺園碑短佳名永泉路骨瘦德貌肥寄語
士人存志者須臨此墓至心祈

○九楊忠也墓

○○甚角宗普奇墓

二本樓堂行寺　日蓮宗　ゐ左

○十三年の墓

未永村（ミなゑのむら）ゐ十三年ゝゝ云墓ゝゝ云ゝ五ゝ古塔ゝ

ゝ新田氏の古塔ゝゝ

○稲毛三郎墓

笹目の近ゝゝ杉本村ゐかゝゝ寺ゝゝゐ古墳ゝゝ

の流ゝゝ昔ゝ川堂の上ゝゝて稲毛領ゝゝ

書領ゝゝ四万ゝ千石の領ゝゝ

楊樹郡上荒井村の小名　杉本元福寺ゝゝ云ゝ因付の小名稲方目ゝ

ゝ下流ゝ掌（イヽ）祇天社ゝ　麥稈方目　別当杉本元福寺

遠清ゝ出ゝたゝゝ稲方目の社ゝて地名ゝゝゝ神名帳ゐ武蔵国男

衾郡稲方メ麥神社祭下稲田派之上ゝゝ上荒井付稲方目も日社之

いゝゝゝゝゝたゝゝゝゝ

○鈴森

○遠遊紀行 山嵜闇斎 明暦四年此社舊有一石轉之則其声如鈴近人倫云云

誰子盗鈴石定其掩耳行人間雖不識爭奈鬼神情

○今あまの今も鈴石とて云ひつべき事ハこゝなるハ作事ハ初ちれ
ゆゑ〳〵明暦四年の比ちやうやゆゑる事此ハて明らえ

○荒蔺崎

一武蔵地名考 在京郡荒井崎 不入斗村ゝの海を此云
を未考

○恐の森

一道真日記中芝の浦をゆくに海ちかくて松原あり〳〵きゝ坂木ちらつ松ばかりを見て
やうゆゑちりを志ほの烟なりけり 形あり 浦をすぎて井をゆく
この浦をすぎて荒蔺の 形あり 沖なる海人
芦ちかくすまる荒蔺の 形あり 沖ちかき波ハむかしの岸の松風
○本抜ハ品川の東西ハ新井崎を此ハ云ゆゑ

○源[illegible]

○大森

一太田道灌を海を渡行　文明十二年　大森[illegible]

高輪　たかなわ

此所入海の湾[illegible]

近江湖の入江の丸く輪のごとき[illegible]

高阡　たかさか

南郭文集五[illegible]

一此系[illegible]　大永四甲申年[illegible]

南郭文集二編巻三　高阡朝望

緣海控郊関、高阡上浴間、早潮平吐日、残霧半含山遠近

征帆出、東西驛馬班、長安從此去、万里幾人還、

○ 巻

一 東之舟 稚蹤紀行 ― 之之津は知へあり和泉界より来りて之
ち七年住りこゝや古き休島にてある夕ちきる海の不
てうつて

夕ちきる名は入江の まち 之

江東入 齋年之之事、此男の七くちきて恋夕のかい 之見
え 浦るさ 浦ゆ 海 恋上 恋下 恋 見 おの 西 江 ゆ

一 島九 之 屋 の 紀 考 嶋 戸 十九 陸 ― 島 江 戸 の 京 堂 内 ま ― ゆ して 浦 御 ま ― ゆ

一 行 新 和 法 下 東 下 西 の 西 戸 塚 の 高 城 五 色 き 石 ご ひ 島 ま ゆ
月 西 り 夏 東 和 り ― 帰 る 海 て ― ま ― ご ま 川 の ― の ― い

ゆ ― ― ゆ り れ い ― 巻 む ― ま ― ご ― け て 見 の ― 系 ― て
花 の 和 江 戸 島 花 り

一 遠遊記行 山崎闇斎 明暦四年 品川望士峰
至大至高雪飾珠、世間無物耐形模、駿州此去数州外、天際
只看富士圖、

一 再遊記行 同人 万治巳亥仲秋 出江府 品川
驛次指未到品川、僕僮促々事驢駄、毎亭暫立眺望外、
不動雲間知荒波、

一 山致 信 玉 紀 ち 神宮 来 ― ― ―

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 遺藁 巻一 壬午七月發江戸歸山中安道中口号 六首中
来去品川道逝歟天地懸若能自遣向不必賦長篇

一 護国録稿下 遊呂江楼 土昌英

丹楼城南驛路開登楼此日興佳哉蓬莱雲氣連欄去渤
海波濤望地来詩賦偏 從枚叔美仕游未試子長才香然一望
乾坤盡誰探仙人玉世臺

一 金華文集 巻二 春日即事

閑道品川水暮春魚正肥扁舟心一切伏枕志多違世態因窮
達人情混是非遺金如可拾不向蓬蒿帰

○ 河岸

橋樹郎五郎海路玉川堂之云今玉川堂川岸之云今玉川堂
之上流也俗称長編村の東の坂戸市場之西の坂戸の神社を
弘長三年癸亥郎の河流庄内 [illegible] 古墳 [illegible] 江戸の
以来代官の流の [illegible] 弥福寺 [illegible] 今橋の江戸
[illegible] 明和元年甲申の [illegible] 此年の [illegible] 平時新堀
乱き [illegible] 奪 [illegible] 行 [illegible] 出 [illegible] 此年 [illegible] 戦の
一 古国府蘇海路紀行文明十二年 河岸 云近き宿 [illegible] 侯 [illegible]
[illegible] 此 [illegible] 七元年日雑人 [illegible] 菓 [illegible]
侯 [illegible] 持 [illegible] 侯 [illegible] 剣 [illegible]

[illegible]

一遠遊記行　小崎圖書　明暦四年　河崎

曠野草芽々、断雲帰雁連、恨無繫書手、不以報安全、

一再遊記行　貝人　万治巳亥仲秋　河崎

日午到河崎、停鞭催一炊、亭中憑柱坐、梧葉傍檐垂、

○砂子　いさご

今年海辺の駅里の小名、古国の陸奥の砂子せり

一古国の陸奥海辺記行　寛明十二年　いさごを云ふ

如とそれある、いさごの里砂子来てとまるべきたのふ　沖津浦

一奇者陸奥国下田の記　接藤左衛門　元禄五年　川崎　六月会

三月の末のうさぎ行りて川崎のまくさる六かりの水

○まりこ　丸子　駿州

一駿国記中、丸子の浦、三つ岡、所の言り、抜きて、水浦をまきて

あしかりつる所なり　まりこの里丸子　[illegible]

あづま路のまりこの里を行くとて足すやまんまい聖〳〵ゐる

羽林　こまずや

○今の丸子上丸子中丸子村い橋本駅
りこそて下丸子はまこと伊豆駅ゐる川寿有の死地ゐる

一宝紙ゐ記中一〳〵ゐる所ゐ

ゐ紙の三ち屋ゐ彦紙ゐやき

あいだだそこそ又〳〵はぐけ

仕形ゐまゐ月ゐ志〳〵きて冬

○

柳樹　ゐ

一宝紙ゐ記中次の日洗ゐ中立て

乃きゐ中ゐ尋ゐけ形中ゐ

柳樹部

橋樹ゐ

ゐ

ゐ

一再遊記行　日人万治己亥李春嘉再遊于東武乃作大吟一篇　三百十韻

金河異漢廣、遊世影娑々、奪袂留軽侠、珠落一曲琵、寄語
杜牧黨、莫諱牛公規、踏破幾山嶺、長吟賦古詩、柳宮違七里、
里程道砥、圖国奔走者、鞍鞬節皐皮、馬上索御手、振轡行驟
々、雙瞳明夾鏡、両耳側阜錐、皂隷口匾擔、揚々撚鬚髭、東夷本
累悍、容易動兵戎、嗜殺若酒食、民將靡孑遺云々

経金河歴帷子過程谷

客館高麓神奈河、帷郵程谷亦豪華、共声乱色誘人處、
少壮飛揚以燭蛾、

一南郭文集二編　巻四　金川驛送別

出餞西首山上山、衝抔為向大刀鐶、蒼波欲涌金川海、紫氣逼懸
玉笥閑、遊子浮雲遊暮淚、故人衰鬢別離顏、驛亭不解銷魂色、
征馬翩々送往還、

同上四編　巻三　金川渡海到三浦

三浦懸帆破白波、江山改観入看多相迎海若為驕色、東去
長風一笑過、

一金華文集巻二　早發金川

武水通相水、逆合函嶺幽、波濤開驛樹、道路入潮流、寧莫
窮塗哭、還憐小魯愁、冨山西可探、其奈子長游、

一癸未記行　林春斉　寛永廿年九月　神奈川驛店夜聞落葉如雨

唯言夜雨到、未惜秋風落、落葉吹、擔際有声無点滴明
吟無可上人詩

一寛永廿年　かの川や町の中を掛ようれる
水上の夢川をまばたて上夢河をを中をを
いろ〳〵ゐ八幡まるうゑ山をうつ〳〵をるようけ　かの川の

○ かるかや川　　橋樹郡

一 [illegible] 記行 文政十二年　この川にて

[illegible]

一 廿六日 [illegible] さて平塚にて花見 [illegible] 戸塚の [illegible]

[illegible]

○ 十帳 [illegible]

一 [illegible] 記行 [illegible] 十三年 [illegible]

[illegible] 旅人の [illegible]

一 [illegible] 紀行 [illegible]

[illegible]

一 [illegible] 紀行 [illegible]

[illegible]

一 [illegible] 旅の衣ひろ [illegible] 風 [illegible] の里

一 廿六日 [illegible] 戸塚の [illegible]

[illegible]

一 遠遊記行　山寄冨斉　明暦四年

此是武蔵帷子郡別家十日経十所只思父母不忘舍夜々夢

魂郷里遊

一 再遊記行　目人　方治　李春再遊于東武乃作大吟一篇三百十韻

又是別滕下享顔空怪怩々々相武封錐域土脉如膏穠程谷

新町列更別名曰締唱家方作樂外面稍下帷云々

癸未紀行　林春斎　寛永廿年癸未十一月十四日出京赴江戸帷子

驛路傍南有一土橋是赴鎌倉之路也
鎌倉古柳営、回首、脚無行公事、不由徑、況今近武城

○

帷子里トヒラガタ　かたびらのさと　今云　かたびらの辻

一澤庵和尚鎌倉江行　かたびらの里の二町ばかりこなた右方ゆきて行
き沸しれ金沢江いるなれどこの里の名ばかりかたびら
の里とばかり

北の方にあたりてあり　たきいろ形ちん夏きさとうん一一一
ゑ俗にて云ふ　あるの方にあたりて行

一舟黄雄元冥東下の記に　鎌倉の北十四里　中きりて武蔵の国に至り

出ずるの方に原　き帷子の里あまりて西の人家里の名の　すまと
たづねまゐ　海をあらくきたる　すまうら浦の北西を往ぶ
帷子きを名ばかりなるこふ　義白
かたびらの里　布ゆるの方　すまとまで

○

あらとの中　程谷

一書曰鶏鳴元禄二月十八日　戸塚をたちー一さ云宿ゆ也
さ形きて是をのぼりさて東小車とうけ芝山郷をたつ形きて
形ばかりー形ばかりの山を見ま八青ても紫ゆ三て方里の
外まで遊ったる　藤沢の地こうは西の二町ばかり藤りん
されを藤沢宿をゆきりつま

○今ハ程谷ト云ヘリ　今ノ小田原ノ行程ニ云ヘリ　仙石ノ支藩ノ城下ニ成リ　ウヅ高ノ高サ　海山ノ遠近ヲ数ヘ　山上遠近ヲ数ヘ　海ノ色ヲ見テ　ウヅ高ノ高サ　海ノ色ヲ見テ　ウヅ高ノ高サ　海ノ色ヲ見テ　ウヅ高ノ高サ

見ゆ今いこの若狭のかは荒おもろ(たろ)

○

弘明寺村　　久良郡

弘明寺ヒロ辰て村の名ヒキ

一南郭文集二編巻三同諸子従伯修遊弘明里荘數日忘帰五首　四首畧

路従程谷入、四塞別乾坤、翠疊山山樹、烟開處々村、田園蕪黍里、雞犬古桃源、早已雙青眼、難窮幽興繁、

金澤

一江陵集　巻四　金皐道中

連峯雨歇散蒼霞、空翠飛々撲日華、線硐春深迷水草、丹梯路轉曲烟花、鷄鳴忽怪桃源近、樹合還愁峽日賒、遠向金陵何處是、漁郎風色渺蒹葭、

本牧

金川浮の入海の名所

一南郭文集二編巻二同諸子帆海至本牧港

金川之海本牧山、進舟欲捲一葦間、尤顧長驛家々出、右盼連嶠樹々閑、魚艘行就漁船求、持螯豪興圖拍浮、酒樽須未益鼓地、掛席破波向海流、舟人忽報本牧埫、仰頭危木斷山青、受潮絶壁如削立、倚崖縈轉即滄溟、滄溟焉知天地中、鄒家九州寰宇東、且看万里万船至、蒼茫只信立両風、同揖傍巖知何處、云是十二天僊宮、至此廻望隔烟波、衆興風濤發醉歌、將令天吳供繫鼓、笑殺泣湖弔湘娥、

玉子村大距和道跡

一業平巻六に言ふ美濃の国[illegible]

[illegible]

大辻物を上使ふ人々[illegible]馬場東西[illegible]千[illegible]

[illegible]只人ふすの井[illegible]を詠大塚[illegible]作法[illegible]

○今按ずるに此の大辻物の[illegible]

[illegible]

○すけの考

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○大塚

一[illegible]

[illegible]

山攀峻険海波瀾到冥[illegible]其行路難疎星終宵風雪底

凍雞喚夢月西寒

大塚を立て十[illegible]

きて[illegible]

○今[illegible]

○恩田

一[illegible]

○大塚

[illegible]

馬井七

一宝徒と云ひむの岳をいひ出て侍るよ夕の烟をたんて行

ほくるの井をるまのうてたをる今をーーーさうをる

○三芳野里　河城

一武蔵地名考　三芳野里入り郡のうちを今は河城を思名ちたの

むの侍まの名をいふ人をーーーをを六人を同郡

三芳野里　川越地名考　小野里　府中一地名考

○浅茅遠集　五三　○行路物語　をを人をを。

みをーーいたのむの侍をいふをるをるをる